

令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 枕崎市

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	86.8%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	96.1%
全職員	77.0%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	93.5%
本庁課長補佐相当職	96.1%
本庁係長相当職	94.2%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	83.8%
31～35年	91.0%
26～30年	91.6%
21～25年	90.3%
16～20年	99.9%
11～15年	93.0%
6～10年	97.2%
1～5年	96.3%

【説明欄】

- ・役職段階別の本庁部局長・次長相当職区分については、該当する職員がいなかったため記載なし。
- ・任期の定めのない常勤職員に係る扶養手当、住居手当については、世帯主や住居の契約者となっている男性に支給している場合が多いため、相対的に男性の給与額が高くなる傾向がある。
※扶養手当の受給者に占める男性の割合は 88.0%、住居手当の受給者に占める男性の割合は 74.2%となっている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 7 年度
管理的地位にある職員	6.1%

【説明欄】

- ・ 令和 7 年 4 月 1 日現在
- ・ 管理的地位にある職員数 33 名（うち男性職員 31 名、女性職員 2 名）
- ・ 枕崎市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画において、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合の目標値を「10.0%」と定めているため、引き続き目標達成に向けた取組を進めていく必要がある。

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 7 年度
本庁部局長・次長相当職	－%
本庁課長相当職	6.1%
本庁課長補佐相当職	9.8%
本庁係長相当職	22.7%

【説明欄】

- ・ 令和 7 年 4 月 1 日現在
- ・ 役職段階別の本庁部局長・次長相当職区分については、該当する職員がいないため記載なし。
- ・ 本庁課長相当職 33 名（うち男性職員 31 名、女性職員 2 名）
- ・ 本庁課長補佐相当職 41 名（うち男性職員 37 名、女性職員 4 名）
- ・ 本庁係長相当職 22 名（うち男性職員 17 名、女性職員 5 名）

IV 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	116.7%
女性	100.0%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	0.0%
女性	100.0%

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1週間以上2週間未満	14.3%	0.0%	0.0%	0.0%
2週間以上1月以下	57.1%	0.0%	0.0%	0.0%
1月超3月以下	28.6%	0.0%	0.0%	0.0%
3月超6月以下	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6月超9月以下	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
9月超12月以下	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%
12月超24月以下	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
24月超	0.0%	0.0%	—	—

【説明欄】

- ・枕崎市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画において、育児休業を取得しやすいよう、必要な情報提供や職場の環境整備に取り組んでいくこととしている。また、男性の仕事と家庭生活の両立は、男性自身のワーク・ライフ・バランスの改善のみならず、女性の活躍推進、ひいては、少子化対策の観点からも極めて重要なことから、男性職員の育児休業の取得が図られるよう努めることとしている。
- ・令和7年度の常勤男性の育児休業取得率は、令和7年度より前に子が生まれたものの、その年度には取得せず、令和7年度になって新たに取得した職員を含むため、取得率が100%以上となった。

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	5.1 時間／月
内部部局等以外	1.8 時間／月

【説明欄】

- ・内部部局等（本庁）及び内部部局等以外（本庁以外、いわゆる出先機関）のまとまりごとの実績を公表。